

ラウンドテーブル・ミーティング（政策提言）について（開催報告）

チェコのビジネス環境の改善を政府関係者に働きかけることを目的としたラウンドテーブル・ミーティングを開催し、意見交換を行いました。概要を以下の通り報告します。

1. 開催概要

日時・場所：2024年4月17日（水）13:00～15:00 @在チェコドイツ商工会議所内会議室

主催：在チェコ日本商工会、JETRO プラハ、在チェコドイツ商工会議所

参加者：チェコ：4名 チェコインベスト Investment Financing 部長 ペイシエク氏

労働・社会福祉省 雇用部長 ブラブチョヴァー氏

内務省 難民・移民政策部長 ノヴォトナー氏、政策・分析課 ブリフタ氏

以下3名が欠席

チェコインベスト CEO ミハル氏

産業貿易省 エネルギー・原子力局長 ニエジエラ氏

教育・青年・スポーツ省 国際関係・EU・EU 構造基金局長 ヴェルチョフスキー氏

日本：6名 池田会長、岡本副会長、栗林副会長、栗田副会長、末正幹事、JETRO 志牟田

ドイツ：6名 バウアー事務局長、SAP、BASF、シュコダ、独貿易・投資振興機関（GTAI）ほか

トピック：①製造業向け投資インセンティブ、②労働許可・ビザ手続きの迅速化・簡素化（以上日本から発表）、③Green Energy Policy、④質の高い労働力の育成・確保（以上ドイツから発表）

※日本側トピックは、商工会が2023年6-8月に会員企業向けに実施したアンケートを踏まえて選定したものの。

2. 発表テーマに対するチェコ政府関係者からの主なコメント（カッコ内はコメントした省庁・機関）

日本発表テーマ

① 既存の投資インセンティブ（税優遇）効果を減じるグローバルミニマム課税導入への対応要請（適格還付税額控除の導入など）：

- ・ グローバルミニマム課税に関して内部で理解を進めている。影響を受ける可能性のある企業はチェコに約3,000社あるものの、実際に課税される恐れのある企業は少なくなるとの見立て。
- ・ 適格還付税額控除の取り扱いに関しては1つの案として、チェコインベスト内でも検討したい。（チェコインベスト）

② 労働許可・ビザ取得手続きの簡素化要請：

- ・ 2024年7月に、日本など特定の7カ国を対象に、労働許可なしにビザを申請できるよう制度を改正する予定。（労働・社会福祉省）
- ・ 今後2年をメドに、ビザ手続きをすべてオンライン化する予定。（内務省）。

（渉外G補足：労働許可の取得免除について）

- 改正雇用法（[408/2023](#)）が2024年1月1日に発効。同法98条u項は「リスト掲載国の市民は、就労にあたり労働許可、就労カード、ICT（企業内転勤）カード、ブルーカードの取得は不要」と規定。
- リスト掲載国を定める政令（案）は、日・英・米・加・豪・NZ・韓の7カ国を指定。関係省庁との意見調整を終え、閣議決定を待つ段階。
- 関係者の反応：政府、雇用者団体、労働組合の代表者による三者協議会（RHSD ČR）は2024年5月6日、本件についても協議。協議後、政府と産業連盟は制度の導入に前向きなコメントを表明。ただし労働組合はプレスリリースでの言及なし。
- 同法・同政令の影響（労働許可が不要となった場合のビザ取得手続き等）：詳細を確認中。労働省がウェビナーを開催するほか、チェコインベストがガイドブックを作成するとの情報もあり、引き続き情報収集に努める。

ドイツ発表テーマ

- ③ Green Energy Policy：EVシフトが進むなか、欧州では補助金の削減や（特にチェコでは）充電インフラ整備の遅れなどで消費者のEV需要が伸び悩んでいる点を指摘。チェコ市場の活性化、将来の不透明感を減じる政策の必要性を訴えた。
- ④ 質の高い労働力の育成・確保：デジタル人材などが不足している点を指摘。大学や社会人教育の一層の充実に加え、外国人材の積極的な受け入れを要望。人材不足については、高度人材に限らずあらゆる職種で大きな課題になっているとの指摘もあり。

3. 次回のラウンドテーブル・ミーティングの開催について

ラウンドテーブル・ミーティングは毎年開催しており、今回はドイツが主幹事を務める予定。2023年2月、2024年4月と開催しているため、今回は2025年を想定。ただし今回ドイツの発表テーマに対応するチェコ省庁からの参加がなくディスカッションができていないことから、積み残し分の扱いも含めて、開催方針についてドイツと調整する。

以上

(ご参考：当日の写真)



ディスカッションの様子



ミーティング後の集合写真